



その笑顔 未来を照らす 道しるべ

5月5日(こどもの日)から1週間は「児童福祉週間」です

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

「児童福祉週間」とは、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことで、子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的としています。

みんなで防ごう児童虐待

近年、町での児童虐待に関する相談件数は増えています。家庭という密室の中で起こる児童虐待は、近隣地域など身近に接する人たちからの通報が重要です。

虐待かどうかは、あくまで子ども側に立って考えます。いくら養育者が「子どものしつこい」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。(養育者には実際に養育している人(例…祖父母、親の恋人など)も含みます)虐待の種類は、4つに分類されます。

身体的虐待：首を絞める、殴る、ける、激しく揺さぶる、食事を与えない、戸外に閉め出す、拘束するなど

心理的虐待：言葉による脅かし、脅迫、無視、拒否的な態度、自尊心を

傷つける、子どもの面前で配偶者などへの暴力など

※面前DVとは、保護者が一方の保護者に手を出すところを子どもが見ているなど、心理的虐待に当たります。そして、特に心理的虐待が年々増加しています。

ネグレクト：家に閉じこめる、乳幼児を家に残して外出する、衣服の着替えや入浴など衣食住が極端に不適切など

性的虐待：性交、性器を触る・触らせる、性的暴力、わいせつ行為、性的写真の被写体にするなど

事態を深刻化させないためには、早期発見が大切です。少しでも気になることがあれば連絡をください。また、保護者自身が虐待してしまいそうなどの相談もお受けします。

- 疑いや心配があるだけでも連絡をお願いします。
- お知らせいただいた人の秘密は守られます。
- 匿名での相談・お知らせでも結構です。

虐待の連絡

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

● 町健康福祉課子育て支援係 ☎ 34-2098

土・日曜日、祝日、夜間(午後5時15分～翌午前8時30分)

● 児童家庭支援センターあすか ☎ 44-5800

24時間365日

● 県中央子ども家庭相談センター

☎ 0742-26-3788

● 天理警察署 ☎ 0743-62-0110

● 児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189(近くの児童相談所につながります)

あなたの連絡が保護者の支援につながります

連絡をすることで救えるのは子どもだけではありません。虐待をしている保護者も、心の中では誰かに止めてもらいたい、助けて欲しいと思っている場合があります。あなたが虐待に気づき行動することは、保護者を救う助けにもなります。

子育て相談

育児を頑張りが過ぎていませんか。偏食・夜泣き・発達に気になるなど育児には悩みが付きものです。不安を感じる際には、一人で考えこまずにお気軽にご相談ください。

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

● 保健センター ☎ 33-8000

午前10時～午後4時

● 地域子育て支援センター宮古保育園

☎ 34-1611 / ☎ 0120-194-783

● 子育て相談センター宮森保育園

☎ 33-1611 / ☎ 0120-783-194

● 子育て相談センターこどもの森阪手保育園

☎ 34-1612 / ☎ 0120-733-860

妊娠中の相談

妊娠をしたが望んでいない、誰にも言えず、困っている。一人で悩んだり、不安になったりすることがありませんか。そんな時は下記にご相談ください。

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 / ● 保健センター ☎ 33-8000

● 健康福祉課子育て支援係 ☎ 34-2098



総合治水対策では

河道の整備などの
治水対策



降った雨を一時的に貯める
流域対策



…などを行っています。

奈良盆地は水害が起きやすい地形。だから総合治水対策が必要です。総合治水についての資料請求、ご質問などは町農政土木課（☎ 34・2077）または大和川流域総合治水対策協議会（大和川河川事務所ホームページ <http://www.kkr.nlit.go.jp/yamato/guide/chisui/index.html>）へ。

総合治水推進週間

5月15日～21日



こんなことも「総合治水対策」。ちょっとした心掛けが水害を防止します。



庭の土や植物も
役立っている



大雨のときは
お風呂の水を流すのを
ちょっと待って



雨水をためて
庭の水まきに



庭にある池も
役割があります

ご協力をお願いします。



農政土木課建設係 ☎ 34・2077

年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

受付が始まっています！

田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部
(健康福祉課内) ☎ 33-9001

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援します。

申請受付期間

5月2日(月)～8月2日(火)

※窓口は込み合う可能性がありますので、郵送での申請をお願いします。

申請受付窓口 田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部（健康福祉課内）

申請方法 昭和27年4月1日以前に生まれた人に町役場から申請書を送付しています。支給される可能性がある人は必要事項を記入・押印のうえ、添付書類（本人確認書類、振込口座写し）と合わせて同封の返信用封筒で返送ください。

※事業内容については、本紙折込チラシをご確認ください。

調査員として活動してみませんか

統計調査員の登録をお願いします

広報課情報発信係 ☎ 34-2069

町では各種統計調査において、調査員として活動していただける人を随時募集しています。

調査票の配布や回収などを行う調査員の仕事は、統計調査の最前線であり土台となる重要な部分を担っています。興味のある人は、登録をお願いします。

登録資格

- ① 町内在住の20歳以上で、統計調査の職務を貫徹する健康・体力がある人
- ② 職務上知り得た秘密の保護に責任を持てる人
- ③ 税務、警察及び選挙に直接関係のない人
- ④ 税金などの滞納がない人
- ⑤ 暴力団員などまたは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない人

登録期間 4月～翌年3月までの1年ごとの登録になります。 ※ 年度途中でも随時登録できます。

問・申込 印鑑を持参のうえ、広報課情報発信係で登録申請書類に記入してください。